

令和7年度

健康診断

きんでん健保組合の加入者は、次の3つの健診から選択することができます

健保組合から
最大2万円
の補助

家族健康診断

希望する医療機関で受診する

- 対象者** 30歳以上の被扶養者・任意継続被保険者・特例退職被保険者
- 受診方法** 健保組合から送付される「問診票・家族健康診断補助金請求書」を希望する医療機関に持参して受診
- 受診期間** 令和7年4月～令和8年3月31日まで（年1回限り）※
- 補助内容** 健診費用のうち2万円まで補助（超過分は自己負担）



健保組合から
最大2万円
の補助

巡回型健診

（委託先：京都工場保健会）

全国の健診会場一覧から
選択して受診する

- 対象者** 30歳以上の被扶養者・任意継続被保険者・特例退職被保険者
- 受診方法** 健保組合から6月頃に送付される「健康診断受診ガイド」より希望会場を選択。郵送またはインターネットから申し込み
- 受診期間** 令和7年7月から（年1回限り）※
- 補助内容** 健診費用のうち2万円まで補助（超過分は自己負担）



健保組合から
最大3万円
の補助

人間ドック

希望する医療機関で受診する

- 対象者** 35歳以上の被保険者・被扶養者
- 受診方法** 希望する医療機関に予約後、事業所または健保組合まで「人間ドック利用申込書」を提出
- 受診期間** 令和7年4月～令和8年3月31日まで（年1回限り）※
- 補助内容** 健診費用のうち3万円まで補助（超過分は自己負担）



※同一年度に複数の健康診断の補助を受けることはできません。

30 歳以上のご家族の皆さん

人生の楽しみは健康を維持してこそ 今年の健診の計画も忘れずに！



被扶養者の皆さん、毎年健診を受けていますか？

ご自身のため、そしてご家族のためにも、元気に生活が送れるよう健康を守ることが重要です。
年 1 回の健康チェック、忘れずに健診を受けましょう。

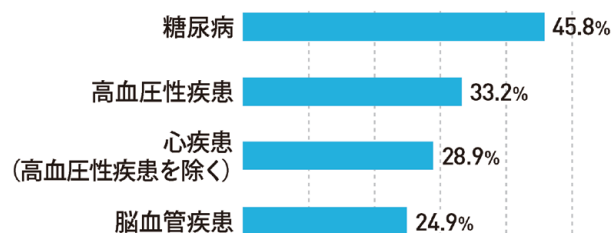
健診は生活習慣病の予防だけでなく、早期発見・治療のための近道です

生活習慣病は、初期の段階では自覚症状がほとんどないことが多く、気づかない間に病気が進行します。厚生労働省が全国の一般病院を利用する患者を対象に行った調査によると、糖尿病では半数近く、高血圧性疾患では3割強の人が、自覚症状がなかったと回答しています（右図）。

また、厚生労働省「定期健康診断結果報告」※では、定期健康診断で何らかの異常の所見が認められた人の割合は、2022年では58.3%という結果が出ています。健診は生活習慣病の予防はもちろん、早期発見・治療につなげる重要な機会です。

※労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果についての事業場からの報告を集計したもの。

● 外来患者のうち自覚症状がなかったと回答した人



注：「診察・治療・検査などを受ける」ため来院した者で「自覚症状がなかった」者の数値。

「令和2（2020）年受療行動調査（確定数）の概況」（厚生労働省）より

毎年健診を受けていれば、自分の体の状態の経年変化を見ることができます

健診結果を受け取ったら、体重や腹囲、血圧、血糖値、コレステロール値等が昨年と比べてどうなっているか、必ず確認しましょう。数値が基準範囲内であっても、昨年や一昨年と比べたときに、徐々に変化している場合は要注意。気になる数値があれば、生活習慣を振り返って健康管理に役立てましょう。